

自由意見一覧表(令和元年度第2回 障害者差別解消支援地域協議会)

	委員氏名	内容
1	山下 望 委員	○ 推進会議でも意見を述べているが、知的障害者施設は、迷惑施設ということで、人が普段住まない場所に施設が立っていたりする。昨年の台風などで、ハザード地域に立地している施設の移設が必要。もともと差別的な状況の中で危険な地域に立地していることを知り、対応してほしい。
2	伏見 明 委員	○ 橋本委員の御意見「知的障害者は、相談できる場所があっても慣れない場所・人であると、思ったことが言えない場合がある」といった内容を重く受け止めた。 特別支援学校の卒業生は、相談したいことがあると、母校に来ることが多くある。また、成人年齢の引き下げがあり、在学中に成人となることを考えると、特別支援学校全体で、後見人制度などについて生徒に知らせていく・相談できる場所に慣れるようにしていく必要があると考えた。対応について検討し、進めてまいる。
3	堀江 美里 委員	○ 当事者の委員の真意を汲み取れる協議会委員集団を目指したい。合理的配慮が求めるものは、対等に話し合いの場につくことから始まる。一般の都民、事業者に理解を拡げるには、委員・オブザーバーで法理解の研修(座学だけでなく)や、都民に展開しようとする普及啓発事業を委員が体験してみたい。各分野の代表が来ているので委員自らが都条例に心から賛同し、普及啓発の先頭に立てる気持ちを作れたらよいと思った。
4	田中 文人 委員	○ 資料4-1 令和2年度実施予定の主な普及啓発事業について、共生社会実現に向けた新任研修の実施について、「体験」の中に実習を盛り込み、利用者さんと意見交換ができる場の設定があっても良いと思う。 ○ 普及啓発に関して、東京都の条例なので啓発単位が都になるのは仕方ないと思うが、地域で暮らされている利用者や現場で働く職員は、都単位だと現実味がなく、身近でない方もいるので各区市町単位での取り組みが必要かと思う。 差別解消支援地域協議会の設置は進んできているが、より身近な存在にしていけるためにも、各区市町村での条例策定の推進をお願いしたい。 地域生活拠点や障害者にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場の設置等地域で取り組んでいくものが多く大変かとは思いますが、都や条例策定に携わった各区市町村の委員の方がアドバイザーとして出向ければ良いかと思う。

5	関哉 直人 委員	<p>○ 差別解消支援地域協議会活動促進事業として子どもの頃から障害理解を深めるための取組み、大変すばらしいと思う。学校に限る取組みではないと理解しているが、都教委及び区市町村教委との連携が不可欠かと思うので、各教委への周知、取組みの連携をお願いする。</p> <p>○ 政策委員会の3年後見直し(案)における「相談・紛争解決の体制整備について」の「見直しの方向性」②に相談対応等を契機とした事業者の内部規則やマニュアルの改正等の促進が挙げられている。今回の協議会で事例を共有し議論できたことは非常に有益だったが、各事例の事業者の事後対応(内部規則の改正等)を促し、事例として把握いただき、事例集に反映し、市町村や事業者へ情報提供いただければと思う。</p>
6	中島 隆信 委員	<p>○ 資料3-1(4)と(5) 相談分野の分類「その他」の大半は個人間のトラブルでありその多くが精神・発達障害からのものである。差別解消条例は主として事業者向けであるとは理解できるが、個人も社会の一員であり、とりわけ精神・発達障害をお持ちの方は個人トラブルの存在が結果として社会の接点を失わせることにつながる。できれば、要約でもいいので、どのようなトラブルが多いのか、またそこに差別的要素が含まれているかどうかの検証をお願いしたい。</p>
7	佐藤 美智代 オブザーバー	<p>○ 本日の事例の中に関して、越智委員から、相談者は東京都民、相手方が栃木県だったこと、栃木県に条例がなく問題が解決しなかったという事例があった。</p> <p>○ 法務局は人権の擁護といった切り口で、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を行っている。国の機関のため、相手方の住所がどこであっても対応することが可能。関係者の方々の協力を得ながら調査し、問題の解決を図っており、相手方に対する啓発や調整なども行っている。強制力はないが、相手方を思いやる心の重要性についての理解を深めてもらうことで人権問題の発生防止にもつなげている。</p> <p>同様のことがあった場合は、何かお力になれることもあるかと思う。是非、当局にお知らせいただいたり、当局の相談窓口を相談者様に御案内いただければと思う。</p>
8	川内 美彦 委員	<p>○ 知人の全盲の方が都の制度を利用するための申請を、受付窓口のある地元の区で行おうとした際、代筆が認められなかった。区の窓口が都の担当に対して問い合わせをしてくれたが、都の担当が認めなかった。都自身が合理的配慮の周知を徹底すべきではないか。</p> <p>○ 協議会で相談受付状況の報告があったが、区市の状況についても情報がほしい。</p> <p>○ 配布されたDVDの2分20秒あたりに好ましい例としてエスカルの絵が出てくるが、エスカルは決して好ましい例ではない。</p>
9	匿名	<p>○ 事業者等が合理的配慮を講じた際の不慮の事故等に対する保険(賠償)を設立するような動きはないのか。善意の対応による過失を何らかのかたちで保障することが重要ではないか。</p>